

○奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付要綱

平成27年12月24日告示第160号

奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奄美市ファミリー・サポート・センターの利用会員のうち、ひとり親家庭や低所得の世帯（以下「ひとり親家庭等」という。）に属する者に対し、その利用料の一部を予算の範囲内で助成することにより、利用会員の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用会員 奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成27年奄美市告示第137号。以下「実施要綱」という。）第1条に規定する利用会員のうち本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者
- (2) 援助活動 実施要綱第9条第1項に規定する内容の活動
- (3) 利用料 実施要綱第11条の規定により利用会員が支払うべき報酬

(対象者)

第3条 利用料の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、利用会員のうち次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。

- (1) 奄美市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年奄美市条例第93号）に基づく医療費助成の支給を受けることができる世帯
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯
- (3) 当該年度分（当該年度分がない場合は前年度分）の市町村民税が非課税の世帯

(助成金の額及び開始月)

第4条 助成金の額は、1月の利用料の合計の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）で、1月当たり10,000円を限度とする。

2 助成金は、第6条の規定により登録の決定を受けた日の属する月分から支払うものとする。

(対象者の登録)

第5条 利用料の助成を受けようとする者は、奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成

登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 奄美市ファミリー・サポート・センターの会員票の写し
- (2) 第3条第1号に規定する世帯に属する者にあつては、奄美市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成18年奄美市規則第65号）第3条の規定により交付された奄美市ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し
- (3) 第3条第2号に規定する世帯に属する者にあつては、奄美市福祉事務所長が発行する証明書
- (4) 第3条第3号に規定する世帯に属する者にあつては、市町村民税の非課税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第6条の規定により登録の決定を受けた者の登録される期間は、当該登録の決定を受けた日から、毎年5月末までとする。

（登録の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、登録の可否を決定し、奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成登録決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（抹消等の届出）

第7条 前条の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、援助活動を受ける必要がなくなったとき又は第3条各号に掲げる世帯のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成登録抹消届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、登録を抹消するものとする。

3 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成登録変更届（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

（助成の申請等）

第8条 登録者は、利用料の助成を受けようとするときは、援助活動を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を経過する末日までに奄美市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付申請書（別記第5号様式）に実施要綱第10条第4項に規定する報告書の写しを添付して、市長に提出するものとする。ただし、利用料の助成を受けようとする者が同意し、かつ、職員が市の保有する報告書等で確認することができる場合は、報告書の写しを省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、奄美市ファミリー・サポ

ート・センター利用料助成金交付決定・却下通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（取消し及び返還）

第9条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により、利用料の助成を受けようとし、又は受けたことが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に助成金の交付をしている場合は助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。